

(証券コード2659)  
2023年5月10日

株 主 各 位

沖縄県宜野湾市大山7丁目2番10号

株式  
会社 **サンエー**

代表取締役社長 新城 健太郎

## 第53期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第53期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに記載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスの上、ご確認下さいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.san-a.co.jp/ir/>

(上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR資料室」 「株主総会」 を順に選択いただき、ご確認下さい。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載されておりますので、以下よりご確認下さい。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「サンエー」又は「コード」に当社証券コード「2659」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認下さい。)

また、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において賛否を入力されるか、議決権行使書用紙に賛否をご表示の上ご返送いただくか、いずれかの方法により、2023年5月24日（水曜日）午後6時までに到着するよう議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

## 記

1. 日 時 2023年5月25日（木曜日）午前10時  
（午前9時に開場いたします。）
2. 場 所 沖縄県宜野湾市真志喜4丁目1番1号  
ラグナガーデンホテル2F 羽衣の間  
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照下さい。）

### 3. 目的事項 報告事項

1. 第53期（2022年3月1日から2023年2月28日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第53期（2022年3月1日から2023年2月28日まで）計算書類報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

### 4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- （1）書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示が無い場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- （2）インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- （3）インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- （4）代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承下さい。
- （5）議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を当社にご通知下さい。

以上

## ＜お土産の配布中止について＞

株主総会にご出席下さる株主様とご出席が難しい株主様の公平性等を勘案し、**株主総会におけるお土産の配布を取りやめさせていただきます**。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。また、開会間際は会場受付が大変混雑いたしますので、お早めにお越し下さい。
  - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、1ページに記載のインターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
  - ◎書面交付請求いただいた株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、次に掲げる事項を記載しておりません。
    - ①連結計算書類の「連結注記表」
    - ②計算書類の「個別注記表」したがって、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

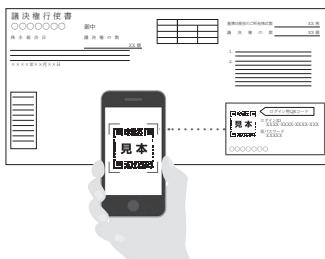


# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取って下さい。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

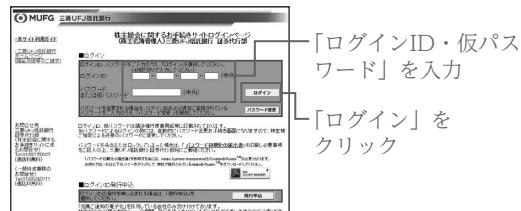
インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせ下さい。

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

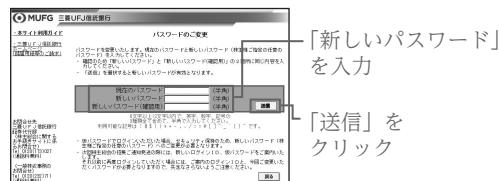
## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスして下さい。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックして下さい。



- 3 新しいパスワードを登録する。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への適切な利益還元を経営の重要課題であると認識し、中長期的に収益性及び財務体質の強化を図るとともに、経済情勢、業界の動向、業績の伸展状況等に応じて、株主の皆様へ安定的な利益還元を行うことを基本方針としております。この方針のもと、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり当期の期末配当及びその他の剰余金の処分をいたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金74円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は2,286,866,030円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2023年5月26日といたしたいと存じます。

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

- ① 減少する剰余金の項目とその額  
繰越利益剰余金 4,300,000,000円
- ② 増加する剰余金の項目とその額  
別途積立金 4,300,000,000円

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員会から本議案について総会において陳述すべき特段の事項はない旨の意見を受けております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	
1	あら新城 けんたろう 新 城 健 太 郎	代表取締役社長	再任
2	た田 さきまさ 田 崎 正 仁	代表取締役専務	再任
3	とよ だ たく 豊 田 沢	常務取締役管理担当 コンプライアンス、リスク管理担当	再任
4	ご 屋 たもつ 呉 屋 保	取締役営業担当	再任
5	たけ だ ひさし 武 田 尚	取締役デジタル担当	再任

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
1  <b>再任</b>	あら しろ けん た ろう 新 城 健 太 郎 (1968年11月15日生)	1992年 4月 当社入社 1995年12月 当社電器部長 2007年 5月 当社取締役電器部長 2012年 9月 当社取締役電器部長兼販促企画部長 2013年 5月 当社常務取締役(電器・販促企画担当) 2014年 2月 当社常務取締役営業担当(衣料・ドラッグ・電器・営業企画・ネット販売部) 2020年 5月 当社専務取締役営業担当(衣料部、電器部、営業企画部、ネット販売部担当) 2022年 5月 当社代表取締役社長(現在) (重要な兼職の状況) 株式会社サンエー浦添西海岸開発代表取締役社長 日本流通産業株式会社代表取締役副社長	17,000株
[取締役候補者とした理由] 同氏は、2007年5月以来、当社の取締役として主に営業担当を務め、2022年5月から代表取締役社長を務めるなど、営業・商品計画・営業企画分野に関する豊富な経験と幅広い知見、経営者としての経験と幅広い知識を有しているため、引き続き取締役候補者いたしました。			
2  <b>再任</b>	た さき まさ ひと 田 崎 正 仁 (1963年3月7日生)	1989年 4月 当社入社 2007年 8月 当社食品部長 2011年 5月 当社取締役食品部長 2020年 5月 当社常務取締役営業担当(食品部、外食部、食品加工センター担当) 2022年 5月 当社代表取締役専務(食品部、外食部、食品加工センター担当)(現在)	26,400株
[取締役候補者とした理由] 同氏は、2011年5月以来、当社の取締役として主に営業担当を務め、2022年5月から代表取締役専務を務めるなど、営業・商品計画分野に関する豊富な経験と幅広い知見、経営者としての経験と幅広い知識を有しているため、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3 <b>再任</b>	とよ だ たく 豊 田 滝 (1969年5月11日生)	1995年4月 当社入社 2006年2月 当社経営企画部長 2009年11月 当社経営企画部長兼財務部長 2020年5月 当社取締役管理担当(経営企画部、財務部、総務部、人事部担当)コンプライアンス、リスク管理担当 2022年5月 当社常務取締役管理担当(経営企画部、財務部、総務部、人事部、経理部担当)コンプライアンス、リスク管理担当(現在)	9,700株
<p>[取締役候補者とした理由] 同氏は、2020年5月以来、当社の取締役として主に管理担当を務め、管理部門に関する豊富な経験と幅広い知見を有しているため、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			
4 <b>再任</b>	ご や たもつ 呉 屋 保 (1966年4月2日生)	1989年4月 当社入社 2006年2月 当社ドラッグ部長 2020年5月 当社取締役営業担当(ドラッグ部、雑貨・化粧品部、品質管理室担当) 2022年5月 当社取締役営業担当(衣料部、電器部、ドラッグ部、雑貨・化粧品部、品質管理室担当)(現在)	9,300株
<p>[取締役候補者とした理由] 同氏は、2020年5月以来、当社の取締役として主に営業担当を務め、営業・商品計画分野に関する豊富な経験と幅広い知見を有しているため、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			
5 <b>再任</b>	たけ だ ひさし 武 田 尚 (1972年7月18日生)	1995年4月 当社入社 2006年2月 当社情報システム部長 2020年5月 当社取締役管理担当(情報システム部、経理部担当)(現在) 2022年5月 当社取締役デジタル担当(情報システム部、営業企画部、ネット販売部担当)(現在)	10,500株
<p>[取締役候補者とした理由] 同氏は、2020年5月以来、当社の取締役として主に管理担当を務め、管理部門に関する豊富な経験と幅広い知見を有しているため、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
2. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約(D&O保険契約)を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は当該保険契約の被保険者となり、2023年8月に同内容で更新する予定であります。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	うえま くみこ 上間 久美子 (1963年5月27日生)	1983年9月 当社入社 2004年2月 当社内部監査室長 2021年5月 当社取締役[監査等委員] (現在)	7,018株
再任	[監査等委員である取締役候補者とした理由] 同氏は、2004年2月以来、当社の内部監査室長を務め、2021年5月から監査等委員である取締役を務めるなど、監査部門に関する豊富な経験と幅広い知見を有しているため、引き続き、監査等委員である取締役候補者といたしました。		
2	のぎき せいこ 野崎 聖子 (1974年2月25日生)	2002年10月 第二東京弁護士会登録 2002年10月 森・濱田松本法律事務所入所 2006年8月 沖縄弁護士会登録 2006年9月 宮崎法律事務所(現：弁護士法人那覇総合)入所 2013年1月 うむやす法律事務所(現：うむやす法律会計事務所)設立 同事務所代表 2015年5月 当社社外取締役 2017年5月 当社社外取締役[監査等委員] (現在) (重要な兼職の状況) 沖縄電力株式会社社外取締役	一株
再任	[監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要] 同氏は、過去に会社経営に関与したことはありませんが、弁護士の資格を有しており、法律的見地から企業活動の適正性を判断する相当程度の知見を有しているため、専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等が期待されることから、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。		

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3  <b>再任</b>	おながともつお 翁長朝常 (1967年2月25日生)	1996年10月 宮国公認会計士事務所入所 1998年6月 監査法人トーマツ那覇事務所入所 2003年4月 日本公認会計士協会に公認会計士登録 2003年7月 城間公認会計士事務所入所 2004年7月 沖縄税理士会に税理士登録 2006年1月 翁長公認会計士・税理士事務所設立 同事務所代表 2017年5月 当社社外取締役[監査等委員](現在)	一株
[監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要] 同氏は、過去に会社経営に関与したことはありませんが、公認会計士及び税理士として財務・会計に関する相当程度の知見を有しているため、専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等が期待されることから、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 野崎聖子氏及び翁長朝常氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって野崎聖子氏が8年、翁長朝常氏が6年となります。
3. 当社は、野崎聖子氏及び翁長朝常氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としており、両氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、野崎聖子氏及び翁長朝常氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
5. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約（D&O保険契約）を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は当該保険契約の被保険者となり、2023年8月に同内容で更新する予定であります。

【ご参考】第2号・第3号議案が承認されたのちの経営体制（予定）

氏名	地位	独立 役員	指名報酬 委員会	マネジメントスキル・知識・経験等					
				企業経営	小売	財務 会計	法務・ リスク 管理	IT・DX	サステナ ビリティ
新城 健太郎	代表取締役 社長		○	○	○			○	○
田崎 正仁	代表取締役 専務			○	○				○
豊田 沢	常務取締役		○	○		○	○		○
呉屋 保	取締役			○	○				○
武田 尚	取締役			○		○		○	○
上間 久美子	取締役 監査等委員					○	○		○
野崎 聖子	社外取締役 監査等委員	○	○				○		○
翁長 朝常	社外取締役 監査等委員	○	○			○			○
榊 真二	社外取締役 監査等委員	○	○	○	○				○

(注) 1. 役付取締役及び指名報酬委員会委員は本総会後の取締役会にて決定予定であります。

2. 上記一覧表は、各氏の有するすべての知見・経験を表すものではありません。

以 上

# 事業報告

(自 2022年3月1日)  
(至 2023年2月28日)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症における行動制限の緩和等により、社会経済活動に持ち直しが見られました。一方で、変異株による感染再拡大、急激な円安による為替相場の変動やロシア・ウクライナ情勢に起因する資源・エネルギー価格の高騰など、景気の先行きは不透明な状況が続いております。

沖縄県の小売業界におきましては、前年4月以降の新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言等の反動や、外出機会の増加で衣料品の販売が増加したことに加え、入域観光客数が前年を上回ったこと等により、徐々に持ち直しの動きがみられるものの、商品仕入価格や光熱費の高騰等により、不透明な経営環境が続いております。

このような環境の中、当社グループは、お客様と従業員の感染拡大防止策を講じながら営業してまいりました。

また、経営方針を「永続性」とし、人財力や仕組み力、商品力の向上に取り組むとともに、引き続き企業理念の浸透、七大基本（クリンリネス、鮮度と品質、品揃え、価格、陳列技術、サービス、正しい表示）の徹底、既存店の活性化、効率化を図り、お客様満足度の向上に努めてまいりました。

店舗状況につきましては、3月に「ジョイフルよなばる店」（沖縄県島尻郡）、5月に「V21カママヒルズ食品館」（沖縄県宮古島市）、「和風亭宮古店」（沖縄県宮古島市）、8月に「V21食品館安里店」（沖縄県那覇市）、2月に「和風亭石垣店」（沖縄県石垣市）の計5店舗を閉店、6月に「宮古島シティ」（沖縄県宮古島市）を開店し、10月に大型商業施設「那覇メインプレイス」（沖縄県那覇市）を改装いたしました。

その結果、当連結会計年度における営業収益（売上高及び営業収入）は2,135億22百万円（前連結会計年度比4.5%増）、営業利益は111億90百万円（同34.4%増）、経常利益は115億54百万円（同13.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は75億69百万円（同13.6%増）となりました。

セグメント別の状況は次のとおりであります。

小売事業におきましては、ワンランクアップ商品、沖縄県産品、PB商品（くらしモア、ローソンセレクト）の販売強化に取り組んだことと、外出機会が増加したことに伴い、衣料品や外食が前年を上回って推移したこと等により、営業収益は2,061億94百万円（前連結会計年度比4.4%増）となりました。セグメント利益は103億14百万円（同33.2%増）となりました。

コンビニエンスストア事業（以下「CVS」という。）におきましては、FC店舗を9店舗新規出店、10店舗を閉店いたしました。外出機会が増加したことで既存店売上高が前年を上回って推移したこと等により、営業収益は73億57百万円（前連結会計年度比7.4%増）、セグメント利益は8億73百万円（同49.7%増）となりました。

セグメント別の売上状況は次のとおりであります。

セグメント区分		金額（百万円）	構成比（％）	前連結会計年度比(%)
小売	衣料品	10,888	5.5	—
	住居関連用品	56,167	28.5	—
	食料品	122,036	61.9	—
	外食	8,048	4.0	—
	小計	197,141	99.9	—
CVS		178	0.1	—
売上高合計		197,319	100.0	—

※「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係るセグメント別の売上状況は、当連結会計基準等を適用した後の金額となっております。そのため前連結会計年度比は記載しておりません。

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度においては、総額49億4百万円の設備投資を行いました。

そのうち主な設備投資は、当社の「宮古島シティ」（沖縄県宮古島市）の出店及び既存店舗の改装によるものであります。

## ③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区	分	第50期 (2020年2月期)	第51期 (2021年2月期)	第52期 (2022年2月期)	第53期 (当連結会計年度) (2023年2月期)
営業収益	(百万円)	199,292	202,767	204,355	213,522
経常利益	(百万円)	11,609	9,554	10,151	11,554
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	7,683	6,074	6,660	7,569
1株当たり当期純利益	(円)	240.38	190.04	211.09	244.95
総資産	(百万円)	168,555	174,574	165,551	172,304
純資産	(百万円)	126,912	131,138	131,712	137,403
1株当たり純資産	(円)	3,864.88	4,001.24	4,160.04	4,336.36

### ② 当社の財産及び損益の状況

区	分	第50期 (2020年2月期)	第51期 (2021年2月期)	第52期 (2022年2月期)	第53期 (当事業年度) (2023年2月期)
営業収益	(百万円)	190,713	195,398	197,236	205,751
経常利益	(百万円)	10,334	8,861	9,584	9,778
当期純利益	(百万円)	7,486	5,984	6,724	6,824
1株当たり当期純利益	(円)	234.21	187.22	213.11	220.84
総資産	(百万円)	163,405	169,302	160,072	166,504
純資産	(百万円)	123,224	127,470	128,164	132,871
1株当たり純資産	(円)	3,855.20	3,988.05	4,148.22	4,299.55

### (3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
サンエー運輸株式会社	10百万円	100.0%	一般貨物自動車運送業
株式会社ローソン沖縄	10百万円	51.0%	沖縄県内のCVS「ローソン」のフランチャイズシステム及び直営店舗を運営
株式会社サンエー浦添西海岸開発	10百万円	100.0%	不動産及び商業施設等の所有、賃貸借並びに管理業務
株式会社サンエーパルコ	10百万円	51.0%	ショッピングセンター（テナントゾーン）の運営

### (4) 対処すべき課題

翌連結会計年度のわが国経済の見通しといたしましては、新型コロナウイルス感染症における行動制限の緩和等により、入域観光客数の増加や個人消費の回復が期待される一方で、商品仕入価格や光熱費をはじめとする各種コストの高騰等により、不透明な経営環境が続くと予想されています。

このような環境の中、当社は経営方針を「もっといい方法はないか考えよう」とし、人財力や仕組み力、商品力の向上に取り組むとともに、企業理念の浸透、七大基本の徹底、既存店の活性化、効率化を図ることで、お客様満足度の向上に努めてまいります。

株式会社ローソン沖縄につきましては、地域食材を使った商品の共同開発、新商品の提案、売れ筋商品の情報交換を行い、商品力の強化を図ってまいります。

### (5) 主要な事業内容（2023年2月28日現在）

当社グループは、生鮮食品、加工食品等の食料品と衣料品並びに家電・日用雑貨等の住居関連用品の販売、外食及びテナント運営を主体事業とする小売事業とCVS「ローソン」のフランチャイズシステムを営んでおります。

(6) 主要な事業所及び店舗 (2023年2月28日現在)

本社・流通センター 沖縄県宜野湾市大山7丁目2番10号  
店舗 81店舗

所在地	店舗数	所在地	店舗数
沖縄県那覇市	16	沖縄県島尻郡	4
沖縄県宜野湾市	9	沖縄県名護市	4
沖縄県沖縄市	9	沖縄県糸満市	4
沖縄県中頭郡	9	沖縄県豊見城市	3
沖縄県うるま市	9	沖縄県国頭郡	1
沖縄県浦添市	7	沖縄県石垣市	1
沖縄県宮古島市	4	沖縄県南城市	1

(注) 店舗数には、CVS直営店舗2店舗を含んでおります。  
また、上記のほかCVSフランチャイズ店舗は257店舗であります。

(7) 使用人の状況 (2023年2月28日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,778名	20名減

(注) 1. 使用人数には、パートナー社員及びアルバイトは含まれておりません。  
2. 使用人数には、当社グループ外から当社グループへの出向者(7名)を含んでおります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,771名	20名減	35.1歳	12.9年

(注) 1. 使用人数には、パートナー社員及びアルバイトは含まれておりません。  
2. 使用人数には、当社から当社グループへの出向者を含んでおります。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年2月28日現在)

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項 (2023年2月28日現在)

- (1) 発行可能株式総数 72,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 31,981,654株
- (3) 株主数 14,167名

### (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
折田 富子	3,391,112	11.0
金城 和子	3,304,712	10.7
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,458,700	8.0
公益財団法人折田財団	2,000,000	6.5
金城 弘道	1,414,224	4.6
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,170,600	3.8
折田 節子	1,000,000	3.2
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	884,171	2.9
折田 公仁	480,960	1.6
折田 典久	478,800	1.5

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,078,059株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	7,500株	5名
社外取締役	-株	-名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告20ページ「取締役の報酬等」に記載しております。

### 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

### 4. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役の状況 (2023年2月28日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	新城 健太郎	(株)サンエー浦添西海岸開発代表取締役社長 日本流通産業株式会社代表取締役副社長
代表取締役専務	田崎 正仁	営業担当 (食品部、外食部、食品加工センター)
常務取締役	豊田 沢	管理担当 (経営企画部、財務部、総務部、人事部、 経理部) コンプライアンス、リスク管理担当
取締役	呉屋 保	営業担当 (衣料部、電器部、ドラッグ部、雑貨・化 粧品部、品質管理室)
取締役	武田 尚	デジタル担当 (情報システム部、営業企画部、ネット販 売部)
取締役 (監査等委員・常勤)	上間 久美子	
取締役 (監査等委員)	野崎 聖子	うむやす法律会計事務所代表 沖縄電力株式会社社外取締役
取締役 (監査等委員)	翁長 朝常	翁長公認会計士・税理士事務所代表
取締役 (監査等委員)	榊 真二	東急リバブル株式会社顧問 森永製菓株式会社社外取締役

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 野崎聖子氏、翁長朝常氏及び榊真二氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 (監査等委員) 野崎聖子氏、翁長朝常氏及び榊真二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために上間久美子氏を常勤の取締役 (監査等委員) として選定しております。
4. 取締役 (監査等委員) 野崎聖子氏は、弁護士の資格を有しており、法的見地から企業活動の適正性を判断する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役 (監査等委員) 翁長朝常氏は、公認会計士及び税理士として財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社の取締役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補償するものであり、1年毎に契約更新しております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反であることを認識しながら行った行為等の場合には補償の対象としないこととしております。

## (4) 取締役の報酬等

### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年5月26日開催の取締役会決議に基づき、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

#### イ. 基本方針

- ・当社の取締役の報酬等については、「透明性」、「公正性」、「妥当性」を確保する。
- ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬のうち、金銭報酬である「基本報酬（固定）」は、役位、職責、在任年数等を総合的に勘案して決定し、「業績連動報酬（変動）」は、取締役としてのインセンティブが働くような設定を行い、社会情勢はもとより従業員とのバランスを最大限に考慮することを基本とする。一方、株式報酬は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとすると共に、株主との一層の価値共有を図ることを目的とする。
- ・監査等委員である取締役の報酬は、その役割と独立性の観点から、金銭報酬である「基本報酬（固定）」のみで構成する。

## ロ. 報酬の決定方法

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額については、その「透明性」、「公正性」、「妥当性」を確保するために、独立社外取締役を委員長とし、過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会の審議を経た上で、取締役会にて決定しております。

- ・金銭報酬である「基本報酬（固定）」及び「業績連動報酬（変動）」は、2017年5月25日開催の第47期定時株主総会の決議により承認された年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）にて、経営成績、財務状況及び経済情勢を考慮の上、取締役会にて決定しております。
- ・金銭報酬である「基本報酬（固定）」は、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、財務状況等を勘案して決定し、毎月定額で支給しております。
- ・金銭報酬である「業績連動報酬（変動）」は、取締役にとって業績向上への意欲を高める適切なインセンティブとするため、毎連結会計年度の連結売上高、連結売上総利益、連結営業利益の期初計画に対する達成度を指標とした数値評価を基礎とし、重要なステークホルダーである従業員とのバランスを考慮して決定し、毎月支給しております。
- ・株式報酬である「譲渡制限付株式」は、2021年5月25日開催の第51期定時株主総会の決議により承認された年額100百万円以内かつ75,000株以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）を上限として付与するものとし、支給時期及び配分については、取締役会にて決定しております。
- ・金銭報酬は、「基本報酬（固定）」を80%、「業績連動報酬（変動）」を20%の配分を基準として構成し、株式報酬である「譲渡制限付株式」は、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、財政状況等を踏まえ、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして適切に機能する割合とし、その目安として、金銭報酬と株式報酬の比率を1：0.0～1：0.5としております。

監査等委員である取締役の個人別の報酬額については、2017年5月25日開催の第47期定時株主総会の決議により承認された年額50百万円以内にて、役割、職務等を勘案し、監査等委員会にて決定しております。

## ② 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	145 (-)	98 (-)	15 (-)	31 (-)	7 (-)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	25 (11)	25 (11)	- (-)	- (-)	4 (3)
合計 （うち社外取締役）	170 (11)	123 (11)	15 (-)	31 (-)	11 (3)

- (注) 1. 上表には、2022年5月26日開催の第52期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。
2. 業績連動報酬等に係る業績指標は、連結売上高、連結売上総利益、連結営業利益であり、その実績は、連結売上高は190,506百万円、連結売上総利益は59,191百万円、連結営業利益は8,329百万円であります。当該指標の選定理由は、取締役にとって業績向上への意欲を高める適切なインセンティブとするためです。当社の業績連動報酬は、当該指標の期初計画に対する達成度を指標とした数値評価を基礎とし、重要なステークホルダーである従業員とのバランスを考慮して算定しております。
3. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、具体的な算定方法等につきましては、「(4) ①役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載しております。
4. 譲渡制限付株式報酬31百万円（取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）5名）が上表の報酬の総額に含まれております。
5. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2017年5月25日開催の第47期定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名であります。また、金銭報酬とは別枠で、2021年5月25日開催の第51期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬として年額100百万円以内、株式数の上限を年75,000株以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は7名であります。
6. 取締役（監査等委員）の金銭報酬の額は、2017年5月25日開催の第47期定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は、4名であります。

**(5) 社外役員に関する事項**

**① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係**

- i 取締役（監査等委員）野崎聖子氏は、うむやす法律会計事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ii 取締役（監査等委員）翁長朝常氏は、翁長公認会計士・税理士事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- iii 取締役（監査等委員）榊真二氏は、東急リバブル株式会社の顧問であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

**② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係**

- i 取締役（監査等委員）野崎聖子氏は、沖縄電力株式会社の社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ii 取締役（監査等委員）榊真二氏は、森永製菓株式会社の社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

**③ 当事業年度における主な活動状況**

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
監査等委員 野崎聖子	当事業年度において開催された取締役会14回のうち13回に出席し、また、監査等委員会14回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において積極的に意見を述べており、特に企業活動の適正性について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。その他、指名・報酬委員会の委員長として、当事業年度において開催された委員会3回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

	出席状況、発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
監査等委員 翁長朝常	<p>当事業年度において開催された取締役会14回の全てに、また、監査等委員会14回の全てに出席いたしました。公認会計士及び税理士としての専門的見地から、取締役会において積極的に意見を述べており、特に財務・会計について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。その他、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度において開催された委員会3回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>
監査等委員 榊真二	<p>2022年5月26日に就任以降当事業年度において開催された取締役会10回の全てに、また、監査等委員会10回の全てに出席いたしました。経営者としての専門的見地から、取締役会において積極的に意見を述べており、特に取締役の職務執行に対する監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。その他、指名・報酬委員会の委員として、2022年5月26日に就任以降当事業年度において開催された委員会1回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称

有限責任監査法人 トーマツ

### (2) 報酬等の額

	支 払 額
① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	32百万円
② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査方法及び監査内容などを確認し、検討した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行いました。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は取締役会において以下のとおり「内部統制システムの基本方針」を決議しております。

(最終改定 2017年5月25日)

### (1) 当社及び当社子会社の取締役及び従業員等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、法令、企業倫理、社内規程等の遵守に関する基本方針・行動規範である「コンプライアンスガイドライン」を策定し、当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）の役員及び従業員に周知徹底する。
- ② コンプライアンス担当取締役を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、「コンプライアンス委員会規程」に基づき、当社グループにおけるコンプライアンス全般に関する事項について審議又は改善策等の提案を行う。また、当社グループの役員及び従業員のコンプライアンスに関する意識向上のための啓蒙活動及び教育研修を実施する。
- ③ 法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るため、直接通報できる「内部通報窓口」を設置し、当社グループの役員及び従業員を対象として運用する。
- ④ 内部監査部門は、当社グループ全体の内部統制の評価並びに業務の適正及び有効性について監査する。
- ⑤ 反社会的勢力との関係を排除するとともに、反社会的勢力からの不当な要求に対して弁護士や警察等と緊密に連携し毅然とした姿勢で対応する。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、「文書取扱規程」に基づいて、保存媒体に必要な応じて適切かつ確実に保管、管理するとともに、関係者が閲覧可能な状態を維持する。

### (3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループにおけるリスクの的確な把握、評価と適切なコントロールを行うリスク管理体制を構築するとともに、重大事案が発生した場合における、被害拡大防止や損害・損失の極小化を可能にする危機管理体制を構築する。
- ② リスク管理担当取締役を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、「リスク管理規程」に基づき、当社グループにおけるリスク管理活動を円滑、適切に推進する。

### (4) 当社及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 役員及び従業員による意思決定と業務執行についての権限と責任を明確にするとともに、業務分掌を整備し、適正かつ効率的な意思決定と業務執行を確保する。

- ② 重要な業務執行の決定の一部を業務執行取締役委任し、効率的な意思決定を行う。
- ③ 「取締役会」及び「経営会議」を定期的開催し、重要事項の議論、共有及び審議を経て執行決定を行う。
- ④ 業務の適正かつ簡素化、情報システムの適切な利用等を通じて業務の効率化を当社グループ横断で推進する。

#### (5) 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループにおける業務の適正を確保するため、当社が策定する「コンプライアンスガイドライン」を当社グループ全体の行動指針として周知徹底する。
- ② 子会社を主管する部門が、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の業務の適正化を管理する。また、子会社から決算状況及びその他重要事項を適時に報告を受ける。
- ③ 内部監査部門は、子会社の業務の適正に関する監査を定期的実施する。

#### (6) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 当社グループの財務報告に係る内部統制は、法令及び証券取引所の規則を遵守し、評価、維持、改善等を行い、適正かつ適時に財務報告を行う。
- ② 「財務報告に係る内部統制の整備・運用規程」に基づき、全社的な内部統制の状況や業務プロセス等を評価及び改善する。

#### (7) 監査等委員会の職務を補完すべき取締役及び従業員に関する事項並びに当該従業員の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び監査等委員の当該従業員への指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査等委員会がその職務を補完すべき従業員を置くことを求めた場合は、常勤監査等委員と協議のうえ人選する。
- ② 当該従業員が他部署の職務を兼務する場合は、監査等委員会に係る業務を優先して従事する。

#### (8) 当社及び当社子会社の役員及び従業員が監査等委員会に報告するための体制その他監査等委員会への報告に対する体制

- ① 当社グループの役員及び従業員は、当社グループの業績に重大な損失を及ぼす事実又はそのおそれを発見したとき、その他事業運営上の重要事項を適時に常勤監査等委員又は監査等委員会に報告する。また、監査等委員会の求めに応じて随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。

- ② 内部監査部門は、監査計画及び監査結果を適時又は四半期毎に常勤監査等委員又は監査等委員会に報告を行う。
- ③ 「コンプライアンス委員会」において、内部通報制度に基づく通報状況とその対応状況を定期的に常勤監査等委員又は監査等委員会に報告する。
- ④ 内部通報制度に基づく通報又は常勤監査等委員又は監査等委員会に対する職務の執行状況その他に関する報告を行ったことを理由として、不利な扱いを行わない。

#### **(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 代表取締役社長は、監査等委員会と定期的に意見交換を行う。
- ② 常勤監査等委員は、当社グループの重要な会議に参加するほか、稟議書等業務執行に係る重要な書類を閲覧し、重要な意思決定の過程や業務の執行状況を把握する。
- ③ 監査等委員会は、監査等委員会として又は常勤監査等委員を通じて内部監査部門及び会計監査人と適時情報交換を行うとともに、連携して監査を行う。
- ④ 監査等委員が職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、これに応じる。

#### **(10) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当連結会計年度に実施した当社グループにおける内部統制システムの主な運用状況は、以下のとおりであります。

##### **① コンプライアンスに関する取組み**

当社グループにおけるコンプライアンスに関する取組みについては、「コンプライアンス委員会」を定期又は適宜開催し、審議又は改善策等の提案を行いました。また、2月にコンプライアンス啓蒙月間を設け、当社グループの役員及び従業員のコンプライアンスに関する意識向上のための啓蒙活動を実施いたしました。

##### **② リスク管理体制**

当社グループにおけるリスク管理体制については、「リスク管理委員会」を定期又は適宜開催し、当社グループから報告された各種リスクについて迅速かつ適切な対応を行いました。

##### **③ 内部監査の実施状況について**

内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社グループにおける業務の適正性や法令遵守状況等に関する内部監査を実施いたしました。



## 連結損益計算書

(自 2022年 3月 1日)  
(至 2023年 2月 28日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売上高		197,319
売上原価		135,928
売上総利益		61,390
営業収入		16,203
営業総利益		77,593
販売費及び一般管理費		66,403
営業利益		11,190
営業外収益		
受取利息及び配当金	24	
その他	395	419
営業外費用		
支払利息	27	
その他	29	56
經常利益		11,554
特別利益		
移転補償金	168	168
特別損失		
固定資産除却損	256	
減損損失	165	422
税金等調整前当期純利益		11,301
法人税、住民税及び事業税	3,878	
法人税等調整額	△431	3,446
当期純利益		7,854
非支配株主に帰属する当期純利益		284
親会社株主に帰属する当期純利益		7,569

## 連結株主資本等変動計算書

(自 2022年3月1日)  
(至 2023年2月28日)

(単位：百万円)

	株		主		資		本	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計			
当連結会計年度期首残高	3,723	3,710	125,322	△4,312	128,443			
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	△278	-	△278			
会計方針の変更を反映した当連結会計年度期首残高	3,723	3,710	125,044	△4,312	128,165			
当連結会計年度変動額								
剰余金の配当	-	-	△1,853	-	△1,853			
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	7,569	-	7,569			
自己株式の取得	-	-	-	△0	△0			
自己株式の処分	-	△0	-	29	29			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-			
当連結会計年度変動額合計	-	△0	5,715	29	5,744			
当連結会計年度末残高	3,723	3,710	130,759	△4,283	133,910			

招集  
通知

株主  
総会  
参考  
書類

事業  
報告

計算  
書類

監査  
報告

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	100	△15	85	3,183	131,712
会計方針の変更による累積的影響額	－	－	－	－	△278
会計方針の変更を反映した当連結会計年度期首残高	100	△15	85	3,183	131,434
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当	－	－	－	－	△1,853
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	－	－	7,569
自己株式の取得	－	－	－	－	△0
自己株式の処分	－	－	－	－	29
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△14	27	13	210	224
当連結会計年度変動額合計	△14	27	13	210	5,969
当連結会計年度末残高	86	12	98	3,394	137,403

# 貸借対照表

(2023年2月28日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>64,003</b>	<b>流動負債</b>	<b>27,283</b>
現金及び預金	38,686	買掛金	10,114
売掛金	6,327	リース債務	12
商品及び製品	13,891	未払金	5,457
原材料及び貯蔵品	447	未払費用	864
前払費用	740	未払法人税等	1,838
その他	3,910	未払消費税等	732
<b>固定資産</b>	<b>102,500</b>	前受金	620
<b>有形固定資産</b>	<b>61,585</b>	預り金	3,331
建物	24,647	賞与引当金	1,361
構築物	1,856	契約負債	2,951
機械装置	611	<b>固定負債</b>	<b>6,350</b>
車両運搬具	1	リース債務	290
工具、器具及び備品	2,662	退職給付引当金	2,360
土地	30,996	長期預り保証金	3,183
リース資産	302	資産除去債務	509
建設仮勘定	507	長期未払金	5
<b>無形固定資産</b>	<b>732</b>	<b>負債合計</b>	<b>33,633</b>
借地権	361	<b>純 資 産 の 部</b>	
ソフトウェア	314	<b>株主資本</b>	<b>132,785</b>
その他	55	<b>資本金</b>	<b>3,723</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>40,183</b>	<b>資本剰余金</b>	<b>3,710</b>
投資有価証券	444	資本準備金	3,686
関係会社株式	3,106	その他資本剰余金	24
出資金	0	<b>利益剰余金</b>	<b>129,634</b>
関係会社長期貸付金	21,612	利益準備金	344
長期前払費用	202	その他利益剰余金	129,289
繰延税金資産	3,877	圧縮積立金	244
差入保証金	3,899	別途積立金	122,430
建設協力金	7,041	繰越利益剰余金	6,615
<b>資産合計</b>	<b>166,504</b>	<b>自己株式</b>	<b>△4,283</b>
		<b>評価・換算差額等</b>	<b>86</b>
		その他有価証券評価差額金	86
		<b>純資産合計</b>	<b>132,871</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>166,504</b>

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

# 損益計算書

(自 2022年 3月 1日)  
(至 2023年 2月 28日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		197,141
売上原価		135,797
<b>売上総利益</b>		<b>61,343</b>
営業収入		8,610
<b>営業総利益</b>		<b>69,953</b>
販売費及び一般管理費		60,624
<b>営業利益</b>		<b>9,329</b>
<b>営業外収益</b>		
受取利息及び配当金	175	
その他	324	499
<b>営業外費用</b>		
支払利息	25	
その他	25	51
<b>経常利益</b>		<b>9,778</b>
<b>特別利益</b>		
移転補償金	168	168
<b>特別損失</b>		
固定資産除却損	190	
減損損失	61	252
<b>税引前当期純利益</b>		<b>9,695</b>
法人税、住民税及び事業税	3,151	
法人税等調整額	△280	2,870
<b>当期純利益</b>		<b>6,824</b>

# 株主資本等変動計算書

(自 2022年3月1日)  
(至 2023年2月28日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								評価・換 算差額等	純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額 金	
		資本準備 金	その他資 本剰余金	資本剰余 金合計	利益準備 金	その他 利益剰余 金(注)				
当期首残高	3,723	3,686	24	3,710	344	124,597	△4,312	128,063	100	128,164
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	-	-	-	△278	-	△278	-	△278
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,723	3,686	24	3,710	344	124,318	△4,312	127,785	100	127,885
当期変動額										
剰余金の配当	-	-	-	-	-	△1,853	-	△1,853	-	△1,853
当期純利益	-	-	-	-	-	6,824	-	6,824	-	6,824
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	△0	△0	-	△0
自己株式の処分	-	-	△0	△0	-	-	29	29	-	29
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	△14	△14
当期変動額合計	-	-	△0	△0	-	4,970	29	4,999	△14	4,985
当期末残高	3,723	3,686	24	3,710	344	129,289	△4,283	132,785	86	132,871

## (注) その他利益剰余金の内訳

(単位：百万円)

	圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	その他利益剰余金合計
当期首残高	248	117,530	6,818	124,597
会計方針の変更による累積的影響額	－	－	△278	△278
会計方針の変更を反映した当期首残高	248	117,530	6,540	124,318
当期変動額				
別途積立金の積立	－	4,900	△4,900	－
圧縮積立金の取崩	△4	－	4	－
剰余金の配当	－	－	△1,853	△1,853
当期純利益	－	－	6,824	6,824
当期変動額合計	△4	4,900	74	4,970
当期末残高	244	122,430	6,615	129,289

## 連結計算書類に係る会計監査報告 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2023年4月13日

株式会社サンエー  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
那覇事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 野澤 啓

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 濱村 正治

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社サンエーの2022年3月1日から2023年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サンエー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

招集  
通知

株主総会  
参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2023年4月13日

株 式 会 社 サ ン エ ー  
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ  
那 覇 事 務 所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 野 澤 啓

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 濱 村 正 治

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サンエーの2022年3月1日から2023年2月28日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査報告書

当監査等委員会は、2022年3月1日から2023年2月28日までの第53期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為、又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年4月13日

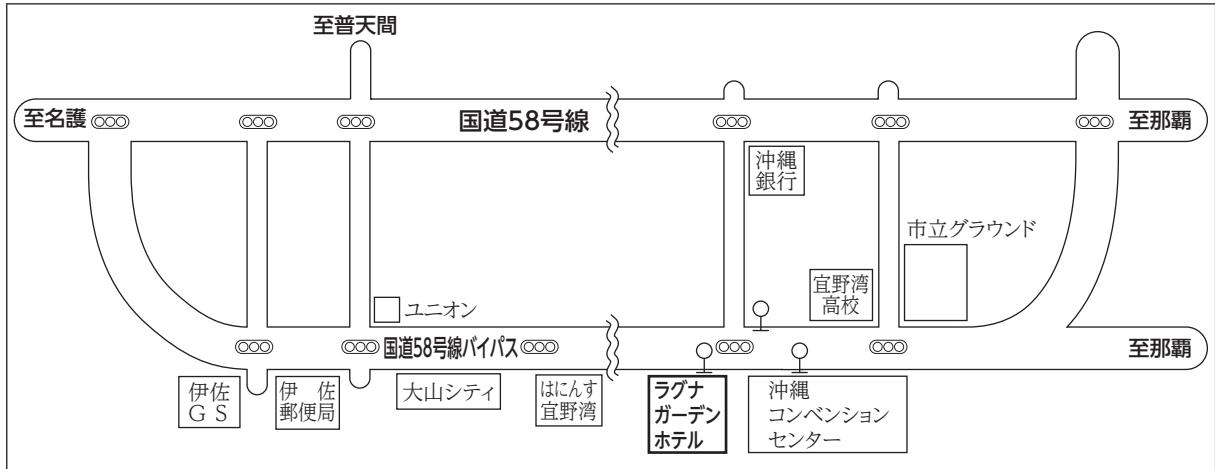
株式会社サンエー 監査等委員会  
常勤監査等委員 上間 久美子<sup>㊞</sup>  
監査等委員 野崎 聖子 <sup>㊞</sup>  
監査等委員 翁長 朝常 <sup>㊞</sup>  
監査等委員 榊 真二 <sup>㊞</sup>

(注) 監査等委員野崎聖子、翁長朝常及び榊真二は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

# 株主総会 会場ご案内図

会 場 沖縄県宜野湾市真志喜4丁目1番1号  
ラグナガーデンホテル2F 羽衣の間



- お車でお越しの場合  
ラグナガーデンホテル専用駐車場をご利用下さい。
- 公共交通機関のご案内  
路線バスをご利用の上、国道58号線バイパスの「コンベンションセンター前」または「宜野湾市営球場前」にて下車して下さい。